

相模原市監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成14年2月1日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成16年10月28日

相模原市監査委員 小野澤武久

同 栗原 勤

同 稲垣 稔

同 菅原康行

平成14年2月1日実施の事務監査の結果に基づく措置の公表

- 1 監査対象事務
都市公園の整備及び維持管理について
- 2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日
平成14年2月1日
- 3 市長から措置を講じた旨の通知があった日
平成16年10月25日
- 4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 公園内に設置されている遊具等の施設は、安全かつ衛生的なものであることが不可欠で、その管理は、生命にも関わる重要なことである。 遊具の安全性を確実なものにするには、市職員のみならず地域住民や関係業者が協力し合いながら、点検等の管理を行うとともに、遊具の選定基準や日常の点検の点検作業方法などを具体的に記述されているマニュアルが必要となる。 現在、国や遊具業界などが、遊具の安全確保のためのガイドラインを策定中とのことであるが、これらの動向を注視するなか、本市においても遊具に関するマニュアル作成など安全対策に万全を期されたい。</p> <p>(2) 現地調査した公園のうち、多くの公園で、ブランコ座板裏のボルト等の突起や遊具支柱のコンクリート土台が露出している危険要因を確認した。 国等における遊具の構造基準では、基礎固めのコンクリートは、地上に露出しないようにすると定められているので、これらの危険要因を有する遊具を把握し、事前に危険を回避する対策に万全を期されたい。</p>	<p>(1) 遊具の安全対策につきましては、平成14年3月に国において「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を定め、平成14年10月には(社)日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する規準(案)」が示されました。 本市においては、この「遊具の安全に関する規準(案)」を受け、平成14年度に全公園の現地調査を実施し、16年度より「都市公園遊具安全確保5か年事業」として規準(案)に合わない遊具の改修を進めております。 また、点検マニュアルを作成し、点検体制を整え危険箇所の早期発見、修繕を行い、遊具の安全対策に努めてまいります。</p> <p>(2) 遊具等の施設の安全対策につきましては、平成16年4月に全遊具の緊急再点検を行うとともに、職員の巡回や管理受託者からの報告等により、危険箇所を把握し、修繕や改修に努めております。 現在(社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準(案)」をもとに平成14年度に全公園の現地調査を実施し、16年度より「都市公園遊具安全確保5か年事業」として規準(案)に合わない遊具についてコンクリートの露出など特に危険度の高いものを優先して改修を行っております。</p>